

東京大学経済学研究科等 事務補佐員（短時間勤務有期雇用教職員） 募集要項

本研究科では、事務補佐員を下記の要領で募集いたします。

1	職名及び人数	事務補佐員（短時間）1名
2	契約期間	2024年4月1日～2025年3月31日
3	更新の有無	更新する場合があります。 更新する場合は、1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4	試用期間	採用日から14日間 給与・待遇に変わりはありません。
5	就業場所	東京大学経済学研究科等（東京都文京区本郷7-3-1）
6	所属	事務部総務チーム 業務の都合により変更することがある。
7	業務内容	・総務チームにおける総務業務全般（郵便対応、会議室予約）や窓口、メール・電話対応を行う。 ・人事業務全般（諸手当認定、兼業、共済、社会保険、雇用保険）の補助 ・その他総務チームにおける事務業務の補助
8	就業日・就業時間	週5日(35時間) 就業日・就業時間は応相談可 1日7時間（9:00～16:45 12:00～12:45休憩） 時間外労働を命じることがある。
9	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10	休暇	年次有給休暇、リフレッシュ休暇、忌引休暇等
11	賃金等	時給1,120円～1,400円 資格、能力、経験等に応じて決定する。 賞与（年2回）、通勤手当（支給要件を満たした場合、原則55,000円/月まで）、超過勤務手当の他、本学の定めるところによる。
12	加入保険	法令の定めるところにより、文部科学省共済組合(短期)、厚生年金保険、雇用保険加入
13	応募資格	1) 東京大学の公共性を自覚し、使命感を持って働ける方 2) 協調性があり、チームワークを尊重できる方 3) 基本的なPC操作（Word, Excel, Eメール対応, Office365の機能を用いた業務処理）等）ができる方 4) 大学等の事務職の経験又は総務・人事関係業務の経験があると望ましい。

14	提出書類	<p>任意の履歴書または東京大学所定の様式による履歴書1通(写真貼付)。</p> <p>1 東京大学所定の様式による履歴書を使用する場合は、履歴書の様式は <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> の「東京大学統一履歴書フォーマット」からダウンロードすること。</p> <p>2 記入例は、参考例6(一般職員)を参照のこと。</p> <p>3 平日の日中に連絡のとれる電話番号(携帯)、メールアドレスを記載のこと。</p> <p>4 資格等があれば、記載のこと。</p> <p>5 職歴等については、職務内容を詳細に記載のこと。</p> <p>志望動機 1部(様式任意)</p>
15	提出方法	<p>メールタイトルを「事務補佐員(総務チーム)応募書類送付+氏名」と明記の上、応募書類をメール添付により下記メールアドレスまで送付すること。</p> <p>原本は後日提出する場合があるので保管しておくこと。</p> <p>東京大学経済学研究科等総務チーム 採用担当 shomu.e&lt;at&gt;gs.mail.u-tokyo.ac.jp ( &lt;at&gt;を@に変換する )</p> <p>2~3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
16	応募締切	<p>2024年3月7日(木) 17:00必着</p> <p>書類選考の上、合格者に対し面接を実施。</p>
17	選考方法	<p>第一次：書類審査</p> <p>第二次：面接試験(2024年3月12日(火)午後を予定)</p> <p>面接試験の具体的な日時・場所については、本人宛に別途通知する。</p>
18	問い合わせ先	<p>〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1</p> <p>東京大学経済学研究科等総務チーム 採用担当 e-mail: shomu.e&lt;at&gt;gs.mail.u-tokyo.ac.jp ( &lt;at&gt;を@に変換する )</p>
19	募集者名称	国立大学法人東京大学
20	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)
21	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</li> </ul>